

### 第35回山梨県スポーツ・レクリエーション祭協賛事業

#### 車いすマラソン大会実施要項

#### 1 目 的

障害者がスポーツを通じて、体力の維持・増強及び機能回復等の向上に努め、明朗かつ積極的な性格と協調精神を養うことによって、自立更正の実をあげ、明るい生活形成に寄与するとともに、一般社会の正しい認識の向上を図り、併せてスポーツ・レクリエーションを普及啓発することを目的とする。

2 主 催 山梨県障害者スポーツ協会

3 後 援 山梨県、公益財団法人山梨県スポーツ協会・山梨陸上競技協会

4 期 日 令和5年5月14日(日)

5 会 場 甲府市 小瀬スポーツ公園 ジョギングコース

#### 6 参加資格及び制限

(1) 本大会に参加できる選手は、次の各項に該当するものとする。

ア 車いす使用者で主催者が認めた者。

イ 日常で車いすを使用しない者で主催者が認めた者。

ウ 本大会前に競技出場について医師の診断を受け、適当と認められた者。

(2) アームサイクリングは参加可能とする。ただし、主催者が認めた者であり、本大会前に競技出場について医師の診断を受け、適当と認められた者。

#### 7 競技規則

本大会の競技規則は、別に定める。

#### 8 競技区分

マラソンコースはそれぞれ男子及び女子に区分する。

また、車いすについても手動及び電動に区分する。

① Aコース・・・・・・2.0キロ(ジョギングコース)

スタート及びゴールは、陸上競技場正面とする。

9 大会日程 ①受付 8:50~9:10 ②開会式 9:30~

③スタート 12:10~ ④成績発表・表彰 13:30~

⑤閉会式 16:20~ ⑥解散 16:40

#### 10 表 彰

車いすの手動、電動別で各コースの男女別の第1位から3位までを表彰する。

健常者の男女別の第1位から第3位までを表彰する。

アームサイクリングの男女別の第1位から第3位までを表彰する。

#### 11 申込方法

参加希望者は、別紙申込書により、令和5年4月14日(金)までに、山梨県障害者スポーツ協会事務局へ申込む。

申込先 〒400-0005 甲府市北新1丁目2-12 山梨県福祉プラザ 1F

山梨県障害者スポーツ協会 事務局

TEL 055-252-0100

FAX 055-251-3344

#### 12 そ の 他

(1) 参加選手の交通費は、本人負担とする。

(2) ゼッケンは主催者が用意する。

(3) 受付時間に遅れた者は、やむを得ない場合を除き失格とする。

(4) 参加選手の昼食は、各自で用意する。

(5) 付き添い及び応援団等の経費は、各自負担とする。

(6) 雨具等については、各自が用意するものとする。

(7) 参加選手の健康については、選手側において十分配慮するものとする。

主催者においては、応急の処置のみ行なう。

(8) 雨天のため大会を中止する場合、参加者への連絡は公共放送(テレビ、ラジオ)の協力を得て行う。

(9) 参加者の個人情報については、当大会を安全かつ円滑にすることを目的に使用するものであり、プログラム・記録集には市町村名・ゼッケン番号・氏名・性別・障害種別・障害区分番号・部別・記録(順位)を記載いたします。

また、大会及び全国大会に関する広報誌やホームページ、協会が資料提供する記事、テレビ・新聞等マスコミの報道にも選手ご本人の氏名・写真・映像等が掲載されることがあります。

#### 山梨県車いすマラソン大会競技規則

1 本大会では、男女ともに同時走行とする。

2 競技者は、決められた出発線から決勝線までコース内を走行する。

3 競技者が、走行中に他の競技者の走行を故意に妨害した場合は失格とする。

4 競技者が走行中に転倒した場合、競技役員の介助は受けてもよい。

5 競技中における車いすのトラブルは、競技者自信が解決するものについては、これを認める。

6 競技者は、競技役員の指示にしたがうこと。

7 競技者は、走行中に競技役員から競技中止を命ぜられた時は、直ちに競技をやめなければならない。

8 競技については、制限時間を設ける。

(1) 車いす(手動) スタート後45分

(2) 車いす(電動) スタート後45分

(3) 車いす(健常者) スタート後45分

(4) アームサイクリング スタート後45分